

## 山梨県

### 農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和4年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		3.6E-3	1.4E-1	3.1E+1	30.8
64	エトフェンプロックス	9.7E+0	5.9E+0	8.3E+0	6.9E+0	30.8
117	テブコナゾール				2.6E+0	2.6
139	トラロメリン			8.4E-1	8.5E-1	1.7
140	フェンプロパトリン			1.2E+0		1.2
153	テトラメリン	8.5E+1	4.2E+0	1.1E+2		195.6
181	ジクロロベンゼン	1.7E+2	8.9E+1			259.6
225	トリクロロホン		3.0E+0			3.0
248	ダイアジノン		2.8E-1			0.3
251	フェニトロチオン		7.1E+1	1.4E+0		72.6
252	フェンチオン	1.9E+0	2.7E+1	1.9E+0		31.0
256	デカン酸				4.3E-2	0.0
350	ペルメリン	1.6E+1	1.8E+1	1.7E+1	2.4E+1	74.9
405	ほう素化合物		3.3E-1	1.4E+1	1.2E+0	15.9
427	カルバリル			7.6E+1		76.2
428	フェノブカルブ			4.7E+1	7.4E+1	121.4
457	ジクロロボス	3.4E+1	3.1E+2			340.9
合 計		3.2E+2	5.3E+2	2.7E+2	1.4E+2	1258.5

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫  
不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等